

奈良工業高等専門学校ホームページの管理及び運用に関する取扱要項

平成12年 4月 1日制定

平成26年11月13日改正

(目的)

第1条 この要項は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）が、本校広報委員会（以下「委員会」という。）の責任の下において、本校の広報等の目的でインターネット上に提供する情報（以下「ホームページ」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 本校のホームページの内容は、別に定める。

(管理者)

第3条 本校におけるホームページの適切な管理及び運用を行うため、別表に示す第3階層（中分類）の項目(以下、「項目」という)ごとに管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、管理者を統括する。

3 原則、各項目は、本校公式 web サーバー上に置くものとする。なお、各項目を登録するサーバーを別に設置する場合、管理者は、各項目を登録するサーバー名を委員長に届け出る。

(運用の方法)

第4条 項目の内容は、管理者及び管理者からホームページの作成を委嘱された職員（以下「管理者等」という。）が自らの責任のもとに作成する。

2 項目の新規開設及び廃止をする場合、管理者が委員長に届け出て、承認を得るものとする。

3 項目の内容の更新については、管理者の責任において行う。

4 管理者等は、問い合わせ先のメールアドレス等を明記することにより、情報の管理に責任を持つとともに、その内容に係る照会に対応する。

5 管理者等は、情報内容を随時検討・更新し、適切性、正確性に配慮する。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、提供してはならない。

一 人権又はプライバシーを侵害するもの

二 知的財産権を侵害するもの

三 公序良俗に反するもの

四 その他本校の教育研究上不適當であると認めるもの

6 原則として、ホームページの第1ページは、委員会の委嘱を受けて、総務課総務係で作成し、各項目は第1ページからリンクするものとする。なお、別表B群の項目に属する情報は、A群の項目配下で提供する情報へのリンクとして提供するものとする。

7 委員会は、本条第5項各号に該当する情報内容を提供している管理者に対し、注意するとともにサーバーの管理者に連絡してその内容を削除することができる。

8 委員会のもとに設置する広報室は、本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、ホームページを作成、更新および削除することができるものとする。

(権利の帰属)

第5条 ホームページの著作権は、原則として本校に帰属する。

(事務)

第6条 ホームページの管理及び運用に関する事務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第7条 この要項以外については、本校のネットワーク規則に従うものとする。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年1月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年2月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。